

# 第5次沖縄県伝統工芸産業振興計画

平成14年9月

沖 縄 県



企業の生産力及び技術力の向上を図るため、ITを活用した生産設備や共同生産・加工施設の整備等を促進するとともに、品質の向上と沖縄産製品のブランド化を目指し、企業の国際規格（ISO）取得やHACCP方式の導入を促進する。

県産品の県内市場占有率を高め地域産業の振興と雇用機会の創出を図るため、産業まつりの開催や県産品奨励運動、地場産業振興支援策の拡充、消費者等の県産品愛用意識向上を図る。

また、企業活動を支える工業用水道等の産業基盤の整備を進める。

工芸産業については、ゆとりと豊かさを求める消費者のニーズにこたえる地域産業として育成を図る。また、伝統的工芸品の安定した供給体制の確立に努め、持続的に発展する産業として自立化を促進する。

このため、試験研究機関との連携を図るとともに、観光・リゾート産業等他分野の産業との連携強化及び新技術の活用を進め、消費者のニーズを的確に把握し、消費者ニーズに対応したデザイン開発や製品開発を促進する。

また、原材料の確保、後継者の育成、技術者の養成等に努めるとともに、インターネットの活用による工芸産業の活性化を図る。

さらに、県民や観光客等が工芸品に気軽に触れ合い、購入できる場として、ファッション、食文化等を取り込んだ工芸振興ゾーンの整備を促進する。

## イ 建設業

沖縄県の建設業は、生活関連施設及び産業活動基盤づくりを担う産業として、県経済の中で重要な役割を果たしているが、中小零細な事業者が多く、経営基盤が弱いとともに、公共投資の抑制、民間投資の減少等、厳しい環境の中にある。

このような中で、企業の自助努力のもと、多様化、高度化する建設需要に対応し技術力・経営力の強化を図るため、技術開発やIT等の先進技術の活用、技術者等の育成を促進するとともに、組織化による経営の合理化、合併、協業化等の企業連携の強化、企業体質の近代化等を促進する。

また、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地

# 「沖縄県過疎地域自立促進方針」(案) H17~H21年度

P12

農産物の流通体制の整備、加工の合理化、製品の高付加価値化に努め、市場競争力の強化を図る。

林業については、保安林等の整備を推進し、国土の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能の強化を図るとともに、林業生産基盤の整備を促進し、地域の特性に応じた特産物等の生産振興を推進する。

水産業については、新しいニーズに対応した漁港及び漁場の漁業生産基盤の整備を進めるとともに、つくり育てる漁業の振興及び資源管理型漁業の推進並びに水産物流通加工体制の整備拡充等を図る。さらに、漁業後継者の育成・確保に努め、漁業経営の安定化を図る。

あわせて、農山漁村集落の環境整備を促進し、活力ある農山漁村社会の建設に努める。

## (イ) 観光・リゾート

観光・リゾートについては、本県の地域特性である亜熱帯・海洋性の気候風土、美しい自然環境及び固有の伝統文化等、地域の特色を活かした個性ある観光・リゾート地域づくりを推進し、過疎地域の自立的発展のための先導的役割を担う産業として、自然環境の保全、地域社会との調和等に配慮しつつ、積極的にその振興を図る。

このため、過疎地域の魅力である豊かな自然環境や伝統文化等の地域資源を活かし、エコツーリズム等の体験・滞在型の観光を推進する。また、観光の魅力づくりや観光受入体制の整備、観光情報の発信などを推進し、地域総体としての魅力の向上に努めるとともに、関連産業間の連携を強化し、観光を軸とした地域経済への波及効果の拡大を図る。

## (ウ) 地場産業

製造業については、地域資源を活かした特産品づくりを進め、加工施設の近代化、加工技術の向上等生産体制の強化を図るとともに、製品の供給体制の安定化及び販路の拡大に努める。

伝統工芸産業等については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品の開発を推進し、商品の多様化を図り、産地組合の共同購買及び共同販売等を促進するとともに、後継者の育成・確保及び原材料の安定供給に努める。あわせて、産地組合の組織機能を強化する。

# 第5次沖縄県伝統工芸産業振興計画

## 目次

### 第1章 総説

	ページ
1 計画策定の意義	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1

### 第2章 工芸産業の現状

1 売上の低迷	2
2 従事者数の減少	3
3 原材料の確保難	4
4 経営近代化の遅れ	5
5 試験研究技術指導体制	6
6 振興組織及び拠点施設	6
7 支援措置の実効性の低下	7

### 第3章 計画の基本方向

(工芸産業発展のための基本理念)

1 沖縄工芸の事業戦略の構築による自立化の促進	8
2 観光と連携し活力に満ちた工芸品の息づく工芸王国の形成	8
3 ゆとりと豊かさを求める生活者ニーズに応える地域産業	8
4 専門家や異業種等の活用によるマーケティングの 充実強化及び新技術の活用	9
※ 主要指標	10

### 第4章 工芸産業の課題と今後の方向

(工芸産業振興の具体化のための方策)

1 需要の拡大	11
2 人材の確保・育成	13
3 原材料の確保	14
4 経営の近代化	14
5 試験研究技術指導体制の強化	15
6 振興組織及び拠点施設の強化	16
7 自立に向けた支援策	17
8 工芸産業振興の推進体制のあり方	17

### 第5章 重要施策

1 工芸振興ゾーンの整備	19
2 産地総合プロデューサー(仮称)の活用による振興の推進 (付表) 第5次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業	19 20

(参考資料)

1 沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿	24
2 第5次伝統工芸産業振興計画案に関する審議の経緯	25

# 第1章 総説

## 1 計画策定の意義

本県の伝統工芸産業の振興については、これまで4次にわたる沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、産業としての自立的発展等を目標に諸施策が講じられ、産地の努力と相まって、地域の産業文化の担い手として重要な役割を果たしており、相応の成果を上げている。

しかしながら、生産額や従事者数は減少傾向にあり、産業としての自立的発展には程遠い現状にある。

伝統工芸産業は、生業的で小規模の脆弱な形態にあり、売上げの低迷、従事者数の減少、原材料の確保難、経営近代化の遅れ等依然として課題が山積している状況にある。

これに加え、経済のボーダレス化の進展に伴い、本県伝統工芸産業を取り巻く環境にも大きな変化が押し寄せている。観光需要を見越したアジア諸国からの製品輸入の増大や県外の類似工芸品の流入、それに伴う工芸品市場における価格破壊の進展のほか、県内工芸企業においても海外での現地生産を実施するなどの動きがある。

伝統工芸産業は本県製造業に占めるウェイトは小さいものの、本県の歴史的、文化的及び自然的特性を生かした産業として、又観光との結びつきによる県経済への波及効果の高い地場産業として期待されている。

また、最近の生活者は、効率主義の見直しや量から質への充足を求める傾向にあり、伝統工芸産業は、こうした「ゆとり」や「心のゆたかさ」を求める生活者の声に応える産業としての役割を担っている。

以上のことを踏まえ、伝統工芸産業の抱える諸問題に対処しつつ、伝統工芸産業が今後とも特色ある地場産業として発展していくために、引き続き第5次伝統工芸産業振興計画を策定すると同時に種々の振興策を推進していく必要がある。

## 2 計画の性格

この計画は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画と連動し、沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づき、本県伝統工芸産業振興を図るために必要な基本となるべき計画を策定するものである。

したがって、県においてはその施策の基本となるものであり、業界においては自発的活動の指針となるものである。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度から平成18年度までの5か年とする。

## 第2章 工芸産業の現状

本県の工芸品には、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が、4種13品目、沖縄県伝統工芸産業振興条例（以下「条例」という。）に基づき指定された伝統工芸製品が5種24品目、伝産法及び条例指定外のその他工芸品として、小木工、ウージ染め・その他染め織物等がある。

これら工芸品を製造する工芸産業には、伝統性、文化性や技術・技法を将来に亘って保持し、産業として維持・発展させるとの観点からこれまで各種振興事業が実施されてきた。

しかしながら、売上の低迷により経営難、従事者数の減少、原材料の確保難といった課題は依然として残されたままであり、このままでは産地の存続そのものに懸念が生ずる深刻な事態に直面している。

他方、こうした厳しい情勢の一方で、国民のニーズが量的充足から質的充足を求め動きが出ており、工芸品の手作りの持つ素朴で個性的な良さが見直されている。

このような時代の変化を捉え、生活者ニーズにあった商品を開発、販売し、地域の核になる産業として成功を遂げている事例も誕生している。

### 1 売上の低迷

全国的な伝統的工芸品産業の生産額が大幅に減少する中で本県工芸は比較的健闘している状況にある。しかしながら、県内GDPの推移との比較や観光土産品におけるシェア等から見た場合、産業としてのポテンシャルが必ずしも生かされているとは言い難い。

#### (1) 外的要因

##### ① 生活用品に対する国民意識の変化

生活様式の洋風化、核家族化の進展等生活空間の変化や大量消費社会の進展により、生活用品としての工芸品に対する関心が薄れたことにより活用が減少していることが一要因として考えられる。

##### ② 安価な輸入品の台頭

グローバル化の進展により、アジア諸国等から本県工芸品の類似品や代替品が輸入され安い価格で流通していることが一要因になっているものと考えられる。

#### (2) 内的要因

##### ① マーケティングの弱さ

製品が販売され、消費されるためには、製品の存在が認知されていること、製品の品質・機能・価格等が生活者のニーズにマッチし安心して購入できること、販売方法が確立していること等が重要であるが、これらマーケティングへの取組

が十分になされていない。

○ 商品開発の遅れ

各産地では、需要開拓事業、意匠開発事業、各種展示販売会等をとおして、生活者ニーズを把握し、公設試験研究機関も活用しながら商品開発に取り組んでおり、一定の成果が認められる。

しかしながら、一般的に作り手側は使い手側の製品に対する評価や要望等の把握やその必要性の認識が十分でないことから、生活者ニーズに適合した商品開発が遅れている。

○ 新たな流通経路開拓の遅れ

伝統工芸品は、長年に亘って培われてきた流通経路が存在し、産地の振興に重要な役割を果たしている。

しかしながら、伝統工芸品の全国的な売上の減少を背景に、既存の流通経路がその役割・機能を低下しつつある。

他方、我が国の流通市場において情報ネットワークの進展を核とした低コストかつ迅速で消費者にとっても利便性のある新たな流通システムが次々と生まれている。

しかし、工芸産業においては、こうした効率的な流通システムを活用しきれず流通コストが低減されないまま今日に至っている。

○ 知名度・情報提供の不足

製品を購入してもらう前提にその存在が認知されることがあるが、知名度は上昇していると認められるが依然として十分でない。また、工芸品のもつ素朴な味わいやぬくもり等の魅力や使い方等に関する情報の提供が市場や展示会、情報化等の場で十分になされていない。

② 観光土産品市場におけるシェアの低さ

本県工芸品の市場は、主に県外、県内に大別される。県内市場では観光土産品市場が大きなウェイトを占めている。

平成12年度の実態調査では、工芸品の4割程度が観光土産品市場に出荷されたとの結果が出ており、大きな市場となっているが、観光土産品市場におけるシェアは数%程度と推測され、極めて低い状況にある。

観光土産品は、ポテンシャルの高い市場であるにもかかわらず十分に活用されていない。

## 2 従事者数の減少

工芸産業に携わる従事者の数は年を追って減少している。

昭和56年度の3,570人をピークに平成12年度は、1,985人と半減している。

年齢構成も後継者育成事業による若手従事者の確保に成果が見られるものの依然として高齢化が顕著である。

従事者を確保するため、後継者育成事業、技術者養成事業、後継者育成事業の研修

生に対する貸与資金制度等による人材の育成を行ったほか、県立芸大等教育機関による人材の養成も図ってきた。しかしながら県立芸大等卒業生が産地において、活動している事例が少なく、産地との連携が十分にはなされていない。

後継者育成事業では、復帰後、2,866人が養成され、産地形成に一定の成果が認められるものの従事者数の減少に歯止めがかかっていない。

主な要因としては、売上の低迷による製造事業者の経営難とそれによる倒産や離職、解雇が挙げられる。

### 3 原材料の確保難

伝統工芸品の原材料は、伝統的に使用されてきた天然の原材料が主として用いられ、伝統工芸品の持つ独特の味わいを醸し出す重要な役割を果たしている。

これら天然原材料の中には、生産不足、資源枯渇化等の傾向が見られ、入手困難に陥っているものが多い。

#### (1) 人材難

織物に使用されている伝統的な原材料は、糸は芭蕉手紡糸、苧麻手紡糸、絹糸(生糸、機械紡糸、玉糸、真綿の手紡糸等)、麻糸、綿糸等がある。植物染料は、琉球藍、インド藍、フクギ、テカチ、コーロ、グール、ヤマモモ、ヤエヤマアオキ、クルサー、ユウナ等がある。

県外調達の場合は、絹糸、麻糸、綿糸等は、産地組合の共同購買事業の取組もあって、安定供給が図られている。

植物染料についても各産地組合で確保されているその中で当面の緊急な課題としては、苧麻手紡糸及び芭蕉手紡糸の確保、琉球藍製造技術の後継者の育成が挙げられる。

#### ○ 苧麻手紡糸の確保

手紡者の高齢化と減少により、供給不足に直面し、製品作りそのものに影響している。特に宮古上布は、工程が分業化しており、手紡者の減少は、産地の存続に係わるな緊急な課題となっている。苧麻手紡糸生産奨励事業による助成措置を昭和50年度から実施しているが、抜本的な改善には至っていない。

#### ○ 芭蕉手紡糸の確保

芭蕉布は、生産額が順調に伸びてきているが、糸の原材料となる糸芭蕉の栽培や紡ぎ手が限られていることから需要に対応できておらず、製品の供給体制が十分ではない。

芭蕉布は、糸芭蕉の植え付けから栽培管理、刈り入れ、繊維の取り出し、そして、糸紡ぎから製品の完成まですべての工程を織り職人の手でこなしている。そのことが独特の製品の価値を生み出し、市場の評価に繋がり生産額が伸びている要因ともなっているが、今後さらに生産性の向上を目指した事業展開を推進する必要がある。

#### ○ 琉球藍製造技術の後継者の育成



琉球藍は、本県染め織りの染料として重要な地位を占めており、不可欠のものである。

現在、その供給は1事業所のみによって行われているものの、従事者も高齢化しており、その製造技術も熟練を要することから今後とも安定供給を図っていくためには後継者の育成が急務の課題である。

## (2) 安定確保の仕組みが未整備

### ○ 陶土

壺屋陶器事業協同組合は、製土工場を有し、主に県内に賦存する10種類程の原土を用途にあわせてブレンドし陶土としている。その陶土は、組合員及び組合員外に販売され、県内消費量の大部分を担っている。

原土は、恩納村を中心とする周辺地域から確保しているが、土木工事等による排土の利用や鉱業権の設定される陶土もあるなど、中長期的な安定確保策が求められている。

### ○ 漆器原材料

漆器に使用されている伝統的な原材料の木地としてはデイゴ、エゴノキ、センダン、ハマセンダン、ガジュマル等の県産木材があるが、デイゴ、エゴノキの入手が困難になりつつある。

事業所によっては、木地の台湾、中国、ベトナム等からの輸入、加工製品の県外移入、あるいは代替（バガスなど）の原材料を使用するなど独自で対策を行っている。

## 4 経営近代化の遅れ

本県伝統工芸産業の生業的、零細、経営基盤の脆弱という従来からの体質は依然として是正されていない。

これまで、産地の伝統工芸事業協同組合の設立等組織化を促進し、組合を核にした経営の近代化を推進してきたが、十分な成果を挙げていない。

### (1) 生産性の低さ

平成12年度の本県伝統工芸産業の従事者1人あたりの生産額は、236万円となっており、全国伝統的工芸品産業平均（平成10年度）243万円と類似しているが、本県製造業平均（平成12年度）2,370万円と比べると著しく低い水準にある。

生産性の推移もこの数年230万円前後となっており、改善は見られない。

### (2) 組合機能の停滞

伝統工芸事業所は、個別では経営力及び信用力が弱く事業活動に支障を来すことも少なくない。そのため、中小企業事業協同組合法に基づく事業協同組合を設立し、各種共同事業を実施している。事業協同組合は個々の組合員の不利性を補完し、共存共栄を推進する重要な役割を担っている。

伝統工芸産地では、組合が設立され組織化自体の目的は達成されている。問題は、

その活動状況であるが、原材料の購入や製品の販売に係る共同事業や需要開拓事業等の振興事業も実施しているが、売上の低迷に見られるようにその活動状況は必ずしも十分とは言えない。

- (3) 外部専門機関等の活用が不十分  
経営の近代化には、税制、金融、産地診断、経営指導等に関する外部専門機関をととした中小企業施策の活用が不可欠であるが、十分に活用されているとは言えず、組合独自の企画による事業が主となっている。

## 5 試験研究技術指導体制

工芸指導所は、昭和49年に設立され、織物、びんがた、漆器、木工等に関する試験研究及び技術指導、技術者の養成、情報の提供等を主要業務として、本県工芸産業の振興に尽くしてきた。

特に、本県の試験研究機関は、設立当初から関係組合や企業に密着した研究、技術支援、技術指導を行ってきており、産地の振興に寄与する多くの成果を挙げている。工芸指導所における技術者研修では、これまで595名の研修生が終了し、各産地の形成に寄与するとともにその中から各産地の中心的な役割を担う人材が育っている。

また、技術支援事業における継続的な指導により、デザイン・商品開発による企業の事業拡大、小木工・ウージ染等の新たな産業の創出等に貢献している。

また、時代ニーズに対応し、日用品としての普及を推進するため、マーケティングも含めたデザイン・商品開発を企画する事業や産学官連携による技術開発事業を開始するなど、今後の成果が期待される新たな事業にも取り組んでいる。

多様化する公設試験研究機関に対するニーズにいかに対応していくかその役割は重要性を増しているが、施設の老朽化が進んでいるほか、試験研究や技術支援のための機器類の整備及び組織体制の充実が求められるなど課題を抱えている。

## 6 振興組織及び拠点施設

工芸産業の振興には、まず製造事業者及び組合が諸事業に主体的に取り組むことが求められているが、そのためには産地の振興に繋がる事業を実施する振興組織の役割が重要である。

併せて、各産地及び全産地の振興に繋がる拠点施設の整備が重要である。

### (1) 振興組織の機能

本県工芸産業の人材育成やデザインの振興のほか、需要及び販路の開拓等を総合的に推進する組織体制として、(財)沖縄県工芸振興センターが昭和51年に設立された。県は、当該センターに対して全額出資、運営費補助等をはじめ、県職員の出向により支援を行っているほか、当該センターも工芸公募展、工芸品販売推進事業及び各種団体との共催・協賛事業を自主事業として実施するなど、多くの成果をあげている。

しかしながら、財政基盤及び組織体制が十分でないことから、産地の振興を総合

的に推進するには多くの課題が山積している。

## (2) 各産地の拠点施設の課題

産地の伝統工芸産業の中核施設として、地元市町村または組合が事業主体となつて、共同展示室、後継者養成室、共同染色室及び共同作業場等の機能を有する伝統工芸館の整備が行われており、現在、12産地に16施設がある。

施設は概ね整備されているが、老朽化（芭蕉布、与那国）と未整備（琉球焼）の組合がある。これらの施設をとおして生活者ニーズの把握や商品開発に結びつく販売機能の充実が重要であるが、十分に生かされていない。

## (3) 中核拠点施設の未整備

本県の工芸産業を総合的に振興する中核拠点施設の整備については、凍結の状況にある。

要因として、財政状況が年々厳しさを増す中で、当該事業の莫大な事業規模や管理運営のあり方等クリアすべき基本的課題があることがあげられる。

## 7 支援措置の実効性の低下

工芸産業の産地に対する直接的な支援体系は、主に以下の3点である。

①「伝産法」に基づき、伝統的工芸品として指定された産地に対する支援

②上記①以外の条例指定に基づく産地への支援措置

③上記①②以外の工芸品に対する（財）沖縄県工芸振興センターによる支援措置

支援の主なものは、①であり、指定を受けた産地の協同組合は、産地振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けて、振興事業を実施している。

振興事業の主体である産地協同組合及び事業所は、経営基盤が脆弱で、資金力に乏しいため、補助事業中心の振興策に偏る傾向があり、年次計画がマンネリ化していることや事業の企画、実施が組合中心であることから斬新性に欠け、実効性が必ずしも十分とは言えない。

### 第3章 計画の基本方向（工芸産業発展のための基本理念）

本県工芸産業は、県内全域に点在し、地域を形成する産業として重要な役割を担っているとともに、個性的な自然と歴史と文化の中で生まれ、育まれてきた工芸品の持つ魅力と観光資源としての魅力も有するなど産業としてのポテンシャルはかなり高いものと思われる。

本県工芸産業が発展していくためには、工芸産業に携わる者や県等が従来の発想や仕組みにとどまることなく、相互の連携、協力を強化しつつ、外部の機関や専門家の活用も図りながら、次のような基本理念の下、産業としての地位の向上を築き上げていくことが重要である。

#### 1 沖縄工芸の事業戦略の構築による自立化の促進

産業としての基盤整備、産地体制の強化及び生産力向上・供給体制の確立を図るとともに、時代ニーズを把握したデザインの研究・開発や新たな需要開拓や販路拡大に努める。

そのためには、製造事業者及び組合は、工芸品及び産地の特性に即した事業戦略を構築し、持続的に発展する産業として自立化を図る必要があり、県はその支援に努める。

#### 2 観光と連携し活力に満ちた工芸品の息づく工芸王国の形成

産地の拠点施設である伝統工芸館の利活用を充実強化し、宣伝普及及び生活者ニーズに応える商品開発を促進し、産地の供給体制を強化するとともに、工芸産地の観光ルート化を図り、観光リゾート地のサテライトスポットとしての機能強化を促進し、観光と工芸の連携強化を促進する。

さらに、本県には都道府県で2番目に多い国指定の伝統的工芸品13品目をはじめとする多種多様な工芸品が県内各地に点在しており、これら工芸品を網羅し、県民や観光客に広く紹介できる工芸王国沖縄（工芸王国は、多種多様な工芸品の宝庫を有する沖縄を象徴する表現として以下使用する。）を形成するシンボルとしての中核拠点施設の整備を推進する。

#### 3 ゆとりと豊かさを求める生活者ニーズに応える地域産業

人々の間に「心のゆとりと豊かさ、うるおいと安らぎ」に価値を求める機運が高まっている中で、環境に優しく個性的で、手作りのぬくもりを感じさせてくれる工芸品への関心は高まりつつある。

こうした新たな需要に対応するため、技術・技法の継承及び掘り起こしによる伝統性を踏まえながら生活者のニーズに応える新しいデザインや新商品の開発を促進するとともに、工芸品の使い方、楽しみかた等の提案や啓発普及に努め、ゆとりと豊かさに満ちた生活文化の構築に寄与する質の高い工芸品の供給体制の整備を促進する。

#### 4 専門家や異業種等の活用によるマーケティングの充実強化及び新技術の活用

県は、伝統工芸品の持つ文化性や技術・技法を将来に亘って保持し、産業として維持・発展させるとの観点からこれまで政策的な支援を行ってきた。

しかしながら、景気の低迷やグローバル化の進展と言った外的要因に加えて、マーケティングや商品開発の弱さ等から生産額や従事者数の減少が指摘されており、製造事業者及び組合は、内発的な取組により如何に事業の実効性を高めるかが不可欠である。

伝産法の改正により、流通業者との連携や産地を総合的に支援する専門家の活用等新たなシステムが設けられており、積極的な活用を推進する。

他方、伝産法指定外の工芸品の振興に対応するため、県独自の支援措置も検討していく必要がある。

併せて、試験研究機関の整備拡充によるデザイン研究・製品開発の技術移転の推進やIT技術の活用による振興を促進する。

※ 主要指標

本計画の目標を明らかにし、達成状況の確認や効果的な事業を推進する参考とすべく主要指標を設定する。目標年次の平成18年度における生産額及び従事者数を次のように見込むこととする。

伝統工芸産業の生産額は、生産性の向上、自給率の向上及び観光需要の伸び等を背景に、平成12年度の41億8,400万円から平成18年度には48億4,100万円を見込む。

従事者数は平成12年度の1,810人から平成18年度には1,911人を見込む。

その他工芸を含めた工芸産業全体では、生産額は平成12年度の47億1,100万円から平成18年度には54億4,500万円となり、従事者数は、1,985人から2,095人を見込む。

(1) 生産高

(単位：百万円)

品目	項目 年 度	実 績		計 画 目 標	
		平成12年度		平成18年度	
織物		1,524		1,761	
びんがた		300		343	
陶器		1,167		1,354	
漆器		379		437	
琉球ガラス		814		946	
伝統工芸産業	小計	4,184		4,841	
その他工芸		527		604	
工芸産業合計		4,711		5,445	

(2) 従事者数

(単位：人)

品目	項目 年 度	実 績		計 画 目 標	
		平成12年度		平成18年度	
織物		900		950	
びんがた		114		120	
陶器		440		465	
漆器		91		96	
琉球ガラス		265		280	
伝統工芸産業	小計	1,810		1,911	
その他工芸		175		184	
工芸産業合計		1,985		2,095	

## 第4章 工芸産業の課題と今後の方向 (工芸産業振興の具体化のための方策)

この章では、本県工芸産業の現状・問題点及び工芸産業発展の基本理念を踏まえ、工芸産業の課題と今後の方向について述べる。

なお、こうした課題については、既に十分な認識の下に様々な工夫努力を通じて積極的に取り組んでいる製造事業者又は産地組合もあり、今後こうした積極的な対応が県内工芸産業全体の動きとして波及することが必要であり、県としても様々な支援措置を講ずることに努める。

### 1 需要の拡大

工芸産業の生産額が、減少する中で、需要の拡大を図ることが工芸産業の振興を推進するうえで最も重要かつ緊急の課題である。

そのためには次のような対応が必要であると考えられる。

#### (1) 事業戦略の構築

製造事業者及び組合は、総体として物を製作することに主眼がおかれ、販売は流通業者任せになっており、このことが使い手のニーズを十分に把握できず、売上の低迷に繋がっていることが指摘されている。

事業経営の感覚を一層取り入れ、生活者ニーズの後追いとどまらず、工芸製品の魅力を背景に生活者に働きかけ、需要を喚起するような展開が必要である。

そのためには、事業戦略の構築が不可欠であり、以下のことを実施すべきであると考えられる。

- 生活者ニーズの把握と商品開発
- 生活者への能動的働きかけ (商品力、提案力、メッセージ力)
- 販売ターゲットを設定した製品の開発等

#### (2) 生活者に対する効果的なPR・販売方法の工夫

生活用品である工芸品に対する一般消費者の認知度が十分でなく、量産品との違いが浸透していないことから単に価格を基準とした消費行動に組み込まれている現状がある。

技術・技法の継承及び掘り起こしを踏まえた工芸品の持つ文化、歴史、技術等の魅力を伝えることが重要である。

また、工芸品であることの認識はあってもその魅力や使い方が十分に知られてなく購入に結びつかないことが指摘されている。これらのことから製造事業者及び組合は、生活者に対する効果的なPR・販売方法の工夫が不可欠であり、以下のことを実施すべきと考える。

- 量産品との違いの明確化 (価値情報の提供)
- 触れあい・交流の場の提供
- 祭り文化における工芸品の果たす役割及びPRの場としての積極的な活用

- 表示による差別化
- ITによる不特定多数への国内外を対象としたPR

(3) 観光土産品市場におけるシェアの拡大  
 観光立県である本県には、大きな観光土産品市場が存在しており、工芸品がそのシェアを拡大することは工芸産業の売上に直結することから、その実現に向け以下のことを推進する必要がある。

- 観光土産品に特化した事業戦略の構築  
 観光土産品市場における工芸品の現状、課題等を調査・分析し、どのような商品を開発し、どのように販売していくのか事業戦略を構築する。
- 関係機関・団体・事業者等による協議機関の設置  
 観光土産品として観光客に提供していくためには、それぞれに特化した流通、販売事業者、ホテル事業者、旅行業者、交通関係者、関係機関や団体等との連携が必要であることから相互の協議機関を設置し、効果的な事業の推進を図ることが必要である。

(4) 新しい視点に立った販路・市場の拡大  
 経済社会環境が大きく変化している中で、既存システムの活用だけでは十分でないことから、製造事業者及び組合は、新たな販路・市場の拡大への取組や需要開拓を可能とする商品開発が重要であり、以下のことを実施すべきと考える。

- 独自の販売システムの構築
  - ・百貨店、宅配、直売等新たな販路・システムの開拓
  - ・新規の販路開拓を可能とする商品の開発
- 業務用（飲食店、ホテル等）向け市場の開拓
- ファッション分野（インテリア等）向け市場の開拓

(5) 組合拠点施設における販売機能の強化  
 製造事業者及び組合は、生活者ニーズを把握し新商品の開発を推進するため、恒常的にそれらが把握できる機能と仕組みを工夫する必要がある。身近なところでは、組合施設における販売部門の充実を図ることを検討することも重要である。

(6) 表示及び工芸品知識の啓発と普及  
 経済のグローバル化により、国外及び県外から類似品が流通しており、これらとの差別化を図るための伝統工芸品の識別表示としての貼付事業や特許、意匠権等の知的所有権に対する知識の普及を図る必要がある。  
 併せて、工芸品の魅力や使い方等を宣伝し、日用品としての普及に努める必要がある。

- そのため、県は以下の推進に努める。
- 表示事業の貼付率の向上に努めるとともに、生活者への情報提供の観点から、県の検査制度及び貼付事業のあり方を検討する必要がある。
  - 特許、意匠権、商標等知的所有権に対する知識を深めるための啓蒙事業を行う。



- 工芸品知識の啓発を図り、生活の中で使用してもらうため、優良県産工芸品の推奨制度の実現に努めるとともに、製造工程や商品の概要にとどまらず、取り扱いや手入れの方法、使い方の提案を含めた知識を周知するため、ガイドブックの作成やIT等による情報の提供に努める。
- 工芸品に対する子供たちの理解を広める一環として、学校現場におけるカリキュラムの中で、郷土学習や体験学習の素材として、工芸品を積極的に活用するよう関係機関等との連携を図ることに努める。  
併せて、生涯学習の教材としても積極的な活用を推進するため、関係機関等との連携を図る。

## 2 人材の確保・育成

本県の伝統工芸産業は手作業を中心とした伝統的な技術・技法によって生産されているため、優秀な技術を保持する従事者の確保が必要である。

このため、産地研修や公的研修を強化するとともに産・学・官の連携を密にし、後継者の効果的な確保及び育成に努める。

併せて、経済社会情勢の変化に対応し、産地の振興を担う人材の育成も不可欠であることから新たな視点に立った人材育成に努める。

### (1) 後継者育成事業の拡充

従事者の減少が続いており、引き続き産地後継者育成事業を実施強化する必要がある。

そのため、各組合は、必要とされる人材を設定し、それに沿ったカリキュラムの編成や期間の延長等の措置により、生産現場の戦力に近づけることが不可欠である。

### (2) 県工芸指導所における技術者養成の拡充

県工芸指導所では、産地・企業現場における中堅技術者としての技術力の向上を目的として、工芸技術者の養成を行っている。

この事業から小木工やウーヅ染め等の新たな事業が創出されたほか、各産地の核になる人材が育っており一定の成果を挙げている。

しかしながら、人材養成は長期かつ集中的に行われることから研修生の経済的負担は大きく当該制度を活用できる人材は限定されており、何らかの支援措置が必要であるとともに研修内容についても時代のニーズを踏まえ検討する必要がある。

### (3) 県立芸術大学等と工芸産業産地の有機的連携の確立

県立芸術大学における工芸関係の学科及び専攻は、美術工芸学部にデザイン工芸学科があり、その中でデザイン専攻及び工芸専攻に分かれ、工芸専攻には、陶芸コースと染織コースに分かれている。

伝統工芸の現場に従事若しくは伝統工芸産業をリードする立場に進む人材が少なく、その結びつきを如何にするかが問われている。芸大における人材の育成、産地の受け入れ体制の在り方等について、関係機関・団体等で協議する必要がある。

併せて、県内大学、専門学校等の関連する学科、企業支援組織等と産地の連携を図ることで、工芸の活用の領域の拡大や人材の育成に努める。

#### (4) 販売・流通・情報化分野の人材の育成

売上の低迷を克服するには、技術者の養成に加えて、マーケティングやその手段としての情報化に対応する人材が不可欠であることから、産地の取組が求められるとともに支援策について検討する。

### 3 原材料の確保

工芸品の価値に原材料が大きな要素となっていることからそのことを重視した原材料の確保のあり方が求められる。他方、グローバル化の進展等により従来の手法では原材料を確保することが困難な事態も生じていることから新たな視点も含めた対応が必要と思われる。

#### (1) 分業化、アウトソーシングの活用等による産業化の促進

人材難等から原材料の供給が十分でなく製品の生産そのものに影響を及ぼしている産地があり、産地自らその要因を検証し、どのような改善策があるのか検討を要する。

対応策として、これまでの内部での取組にとどまらず、外部の活用も含めた方策を検討することも必要と思われる。

#### (2) 天然資源の賦存状況の把握や国内外の状況把握

天然資源の中長期的な安定確保を図るため、県内における賦存状況調査の実施と併せてグローバル化の進展も踏まえ、国内外の実情を把握する必要がある。

#### (3) 品質の改善及び代替材等に関する試験研究の推進

原材料の品質や量の改善に繋がる試験研究や生活者ニーズに応える商品開発のための代替材等に関する試験研究を行う必要がある。

糸芭蕉をはじめとする工芸関連作物の質・量等を改善するための農林サイド等との連携による研究や漆器の業務用製品を可能とする新素材の開発、新規代替陶土の開発研究と低品位陶土の活用を図るための開発研究の推進に努める。

#### (4) 安定確保の仕組みの整備

対処療法的な原材料の調達も見られることから、関係機関等との連携を密にすることや原材料に関する情報が把握できるネットワークの形成等安定確保の仕組みを整備する必要がある。

琉球藍は、後継者の育成が急務の課題であることから、現行の藍葉に対する生産奨励の助成の枠を拡大すること等安定供給に結びつく方策を検討する必要がある。

### 4 経営の近代化

製造事業者及び組合は、経営コンサルタント等の専門家や外部機関を積極的に活用し、経営マインドの強化と併せて施設の共同化等経営基盤の強化に取り組むことが必要である。

併せて、マーケティング等事業面の実効性を高めることが不可欠であり、県としては産地を総合的に振興するプロデューサー制度の創設等支援の拡充に努める。

(1) 生産性の向上

国・県等の技術向上施策を積極的に活用し、工芸品の核である技術、技法や手作りを損なわない範囲でのハード、ソフト両面から供給体制の強化を図り生産性を向上させる必要がある。

- 器具類の導入、共同作業場の拡充等
- 分業、アウトソーシングの活用

(2) 組合機能の強化

産地組合を中心に振興事業を主体的かつ着実に推進することや未加入者の加入を促進するなど組合機能の強化を図る。

また、税制、金融、産地診断及び経営指導等、組合を対象とした中小企業施策の活用をとおして、組合員の経営基盤の整備を図る。

加えて、組合に経営知識を有する人材を育成することも重要である。

(3) 産地総合プロデューサー制度（仮称）の創設

経営の脆弱性が改善されないのは、売上の低迷が大きな要因であり、そのことに着目した支援措置が不可欠であり、事業面から産地を総合的に支援する「産地総合プロデューサー制度」（仮称）の創設を検討する。

## 5 試験研究技術指導体制の強化

本県工芸産業の技術的課題においては、伝統的技術・技法を基本とした新しい原材料の開発、技術・技法の改善と生産現場の技術水準の向上を図るとともに消費者動向の情報を的確に把握するなどデザイン及び製品開発を促進することが重要である。

本県の試験研究機関は、関係組合と企業により密着した試験研究、技術支援、指導を行う機関として、引き続き試験研究・技術指導体制の拡充強化が必要である。

併せて、工芸指導所に、工芸産業の総合的研究機関として充実を図るため、陶芸・ガラス部門を設置することを検討する必要がある。

(1) 施設整備の充実

試験研究（技術開発）、技術指導、後継者育成、情報提供の拡充、さらに展示施設を加えた工芸指導所の整備・拡充を推進する。

(2) 組織・体制の整備強化

試験研究・技術指導部門と後継者育成部門との整理・拡充することにより、製品開発及び技術移転を効率的に実施する体制を確立する。

さらに研究企画部門、陶芸・ガラス部門を新設することにより工芸産業全体を見据えた事業展開の推進体制が確立できる。

(3) ネットワーク構築による情報体制の充実

IT機器の整備を図るとともに、デザイン、技術、生活及び流通などの関連情報の収集・整備を行って産地への情報提供及び技術相談体制を確立する。

また、産地事業協同組合とのネットワーク構築により、情報発信基地としての機能の拡充を図る必要がある。

#### (4) 研究員の資質向上

試験研究機関研究員の資質向上を図るとともに、効率的な研究、指導体制を確立するために、製品開発やデザイン及び流通などの先進地域及び関係機関・団体への派遣研修制度の設置を検討する。

### 6 振興組織及び拠点施設の強化

#### (1) (財) 沖縄県工芸振興センターの機能強化

本県伝統工芸産業の産地は、零細事業者が殆どであり、経営基盤が脆弱なため、事業者（又は組合）単独での需要開拓や販路開拓は困難であり、(財) 沖縄県工芸振興センターが推進母体として事業を推進又は支援することは、より重要性を増している。

したがって、組織の機能強化を図るため、基本財産の増額や管理運営費の充実及び執行体制強化のため人的体制の充実が求められている。

なお、財政基盤の強化に際しては、受益者負担の観点や物品販売手数料等の独自収入の改善を図るなど自助努力を前提とした支援措置に努める。

#### (2) 各産地の拠点施設の整備

##### ○ 既存施設の効果的な活用

施設は概ね整備されており、如何に既存施設を産地の振興に結びつけるかの視点が問われている。具体的には、生活者ニーズの把握や商品開発に結びつく機能を強化する観点から販売機能の充実が重要であり、販売施設の改善及び販売体制の充実を促進する。

##### ○ 産地の課題に特化した施設の拡充

施設整備は、概ね済んでいることから今後は、各産地の課題に特化した施設の拡充を促進する。例えば、織りの生産供給体制の強化が課題であれば、共同作業所の拡充が考えられる。

##### ○ 新規の整備等の促進

施設の未整備（琉球焼）や老朽化（芭蕉布、与那国）、そして今後の新たな展開の必要性等により、新規に施設の整備や確保を図る産地もあることから、各種事業を活用しその促進を図る。

その際、工芸品の持つ伝統性、地域性等の独自性が活かされ且つ観光資源としても有用となり得る設置場所や施設のあり方に努める必要がある。

##### ○ 情報化の促進

情報機器及び対応できる人材の不足から情報化が大きく遅れている。機器類の設置及び人材の育成を促進し、生活者への情報提供、研究機関との技術情

報の交換や活用等の積極的な促進を図る。

### (3) 中核拠点施設の整備

本県の多彩な工芸品を網羅し、県民や観光客に広く紹介できる中核拠点の整備は、工芸王国沖縄を形成するシンボルとして不可欠であり、積極的に推進する必要がある。

内容については、これまでの構想の理念や財政状況及び工芸産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、産地の経済的な向上・自立に繋がることを念頭に、事業規模、機能、管理運営のあり方等を検討することが必要と思われる。

## 7 自立に向けた支援策

伝産法に基づく支援措置やその他工芸品の支援については以下のこととしたい。

### (1) 伝産法指定の国庫補助制度の効果的な活用

事業の実効性をより高めるため、伝産法の改正が行われ、これまでの組合中心の事業に加えて、産地のグループや企業も事業主体に拡大し、流通業者やプロデューサー等の異業者や専門家を活用した事業が可能となった。

改正の趣旨が生かされるよう、組合及び製造事業者に事業の積極的な活用を呼びかけるとともに県としても予算面の充実 に努める。

あわせて、事業採択において、競争性を導入することで実効性を高めることが重要である。

### (2) 県独自の支援制度の検討

伝産法指定外の工芸品として、条例指定品目の琉球焼、琉球ガラスがある。

その他の品目として、小木工、ウージ染めその他の染め織物等を対象として実態調査を実施してきた。

これら工芸品については、直接的な支援策が講じられてなく、支援のあり方を検討する必要がある。

その際、工芸品の定義を明確にすることが不可欠であり、支援制度の実施には法令改正等の手続きが必要である。

## 8 工芸産業振興の推進体制のあり方

伝統的工芸品産業に対する政策的支援は、当該産業の歴史的・文化的価値に着目し、産業活動として維持・発展させることを目的に実施されてきた。

したがって、政策的支援の枠組みとしては、まず、製造事業者及び産地組合が、自立的発展を目指した産業としての主体的努力を行うことを基本とし、国・地方公共団体が側面的に支援をするという形を取るべきである。

また、工芸品は地域の風土と歴史の中で育まれてきたものであり、地域の産業資源・観光資源として、本県の魅力的な地域づくりに貢献している。

このことは、とりもなおさず、県民生活に密接にかかわった産業であり、その振興の推進には県民の支援が不可欠であることを示唆している。

(1) 製造事業者・組合等

産業の担い手であり、主体者であることから事業経営の感覚を一層取り入れ振興を図る必要がある。但し、単独の取組には財政や人材面での厳しさもあることから関係機関との連携を密にし、支援制度や中小企業の施策等を活用するとともに専門家の活用や異業種等の交流を積極的に推進する必要がある。

(2) 県及び市町村

県及び市町村は、製造事業者・組合の取組状況を常に把握し、課題を整理し、相互の連携を密にし効果的な支援に努める必要がある。

さらに、県は、優良工芸品推奨制度の創設や工芸品活用の標語を設けるなどして、県産品奨励運動と一体となった宣伝事業に取り組むことで県民への工芸品の生活用品としての浸透や県民意識の醸成に努める必要がある。

市町村は、工芸品が地域の産業であるとの認識に立ち、魅力ある地域づくりを推進する観点から工芸品の地域における利・活用を積極的に推進することが重要である。

(3) 県民

工芸品は、地域の資源、歴史、風土に生まれ、今日に受け継がれた文化的価値を有する生活用品であることから、県産品の中の県産品であると言える。

このような認識のもと、沖縄らしさを表現する工芸品を生活のシーンにおいて活用することは、県民のアイデンティティーを醸成するとともに県民の誇りにつながるものである。

ひいてはアジア・太平洋地域に隣接した地理的特性、亜熱帯・海洋性などの自然的特性、国際性豊かな歴史的特性など沖縄が持つ地域特性を活かし、アジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点として、国際化を目指す本県にとって大きな財産となるものである。

## 第5章 重要施策

### 1 工芸振興ゾーンの整備

本県工芸産業の生産額が横這い若しくは減少の傾向にある大きな要因は生産現場と流通・販売の現場が有機的に充分連携していないこと及び市場の閉鎖性により、使い手のニーズの掘り起こしが十分でないことから生産の拡大につながる新商品の開発等が行われなかった事が挙げられる。

このような課題を克服し、工芸産業を振興する方策として、本県の多種多様で多彩な工芸品の持つ魅力と観光産業とのリンクを視野に入れた工芸振興ゾーンの整備促進に努め、工芸王国沖縄を形成するシンボルの実現を図る。

工芸振興ゾーンには、本県工芸産業の振興を図る総合的機能を有する中核拠点施設を配置し、ショッピング、実演・体験、交流等を可能とする機能を確保する。

また、周辺には、中核拠点施設に誘発され、民間活力によるファッション関連専門店や遊・飲食店等が形成されることとし、中核拠点施設と周辺が一体となって工芸振興ゾーンの形成が促進される。

なお、中核拠点施設と各産地及び工芸指導所等をITによりネットワーク化し、商品に関する情報提供や商品管理、技術情報等の有機的連携を図る。

### 2 産地総合プロデューサー（仮称）の活用による振興の推進

各産地では振興のための各種事業が実施され、後継者育成事業等で一定の成果が認められるものの産地の振興にはなお一層の努力が必要である。

経済の落ち込みやグローバル化等外的な要因に加えて、事業そのものの企画力の弱さや硬直化が指摘されている。

実効性のある事業を企画立案し、事業を実施するにはこれまでの組合主体の体制では限界があることから専門家の参画のもとに推進することが不可欠である。

このような観点から産地総合プロデューサー（仮称）制度の創設に努め、その活用と拡充を図り、各産地の振興と工芸産業全体の振興を推進するための事業戦略を構築することに努める。

(付表) 第5次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

◎印は新規

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考	
1 需要の拡大	①事業戦略の構築	◎工芸品及び産地の特性を活かした事業戦略の構築	組合	新	
		宣伝普及事業			
	②効果的なPR・販売方法の工夫		・沖縄工芸ふれあい広場	実行員会	継
			・沖縄の伝統工芸品展(県外展)	県	継
			・沖縄県工芸公募展	県	継
			・沖縄の産業まつり(伝統工芸フェスティバル)	県	継
			・西日本陶磁器フェスティバル	産貿協会	継
			・全国伝統的工芸品センター特別展	伝産協	継
			・全国伝統的工芸品まつり	伝産協	継
			・パンフレット、ポスター作成、各種広告、インターネット等の活用による宣伝	県・工芸センター・組合	継・新
			技術・技法の継承及び改善事業		
			・優秀な技術・デザインの作品の収集	工芸センター	継
	③観光土産品市場におけるシェアの拡大		・技術・技法の記録収集保存事業	組合	継・国補
			◎観光土産品に特化した事業戦略の構築	組合	新
			◎関係機関、団体等による協議機関の設置	県等	新
	④販路・市場の拡大		需要開拓事業による県外における展示会開催、成果検討	組合	継・国補



施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考
1 需要の拡大(※つづぎ)		◎需要開拓等共同展開事業による組合と販売事業者の共同実施による需要開拓事業 デザインの振興	組合、販売事業者	新・国補
		意匠開発事業・新商品の開発、求評会の開催 工芸指導所デザイン研究開発	組合 県	継・国補 継
		⑤表示事業 「伝統的工芸品之証」「伝統工芸品之証」貼付 染織物検査事業	組合 県	継 継
		◎優良県産工芸品奨励制度創設(優良県産品工芸品マーク) ◎伝統工芸ガイドブック作成	県 工芸センター	新 新
		◎知的所有権の啓蒙事業	県	新
		◎子供たちの体験学習、成人向けの生涯学習の教材としての活用	県	新
		①後継者育成事業 後継者育成事業費補助(初心者,再受講者研修)	組合	継・国補
		◎上記事業の拡充(研修期間の延長)	組合	新
		②後継者育成資金貸与 後継者育成事業研修生に育成資金の貸与	県	継
	2 人材の確保・育成		③工芸指導所技術者養成 織物・紅型・木漆工技術者の研修(一般、特別、短期)	県
		◎後継者育成資金貸与制度の適用	県	新
		◎県立芸大、産地、関係機関等の協議	県	新
		◎新分野の人材の育成(販売・流通・情報化等)	組合	新

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考	
3 原材料の確保	①分業化、アウトソーシングの促進	◎分業化、アウトソーシングの活用も含めた原材料確保策の検討	組合	新	
	②原材料賦存状況等調査	天然資源の県内外における賦存状況調査	県、組合	継	
	③品質の改善及び代替材等に関する試験研究	◎糸芭蕉等の工芸関連作物の質・量の改善、漆器の新素材の開発、陶土の開発研究等を研究機関との連携により推進する	県、組合	新	
	④苧麻手紡糸生産奨励事業	苧麻手紡糸生産奨励補助	組合	継	
	⑤琉球藍葉生産奨励事業	琉球藍葉生産奨励補助	生産農家	継	
	⑥その他	◎琉球藍生産者に対する助成措置の検討(後継者の育成)	生産者	新	
	4 経営の近代化	①産地振興事業	認定振興計画に基づく振興事業の実施	組合	継・国補
		②産地組合指導事業	経営健全化指導、販路開拓等指導事業	県・中央会	継
		③制度金融の活用	中小企業施策による融資制度の活用	県等	継
		④診断事業	産地、企業診断指導	県	継
⑤伝産指定・振興計画推進		伝産法に基づく指定・振興計画作成・振興事業推進	組合	継・新	
⑥人材育成		◎経営知識を有する人材の育成 ◎事業者、組合等の実施する振興事業の実効性を高めるための総合的な支援事業	組合	新	
⑦産地総合プロデューサー制度			組合等	新・県単	
5 試験研究技術指導体制の強化		①施設整備の充実	工業指導所の施設整備及び組織体制の充実	県	継
		②試験研究技術指導費	試験研究技術指導事業 フアッション素材開発指導事業	県	継
		③技術指導	新商品企画開発事業	県	継
	中小企業技術開発産学官連携促進事業		県	継	
	巡回指導・所内指導・技術アドバイザー等指導事業		県	継	
	デザイン、技術、生活及び流通等の関連情報の産地への情報提供及び技術相談体制の確立		県	継	

施策事項	事業名等	事業内容	事業主体	備考
6 振興組織及び拠点施設の強化	①(財)沖縄工芸振興センターの機能強化	◎基本財産の増額、組織体制強化 デザイン、需要開拓、販路開拓等振興事業の強化	県、工芸センター	継
	②各産地拠点施設の整備	◎産地伝統工芸館、共同利用施設整備 新設及び老朽施設の増改築 (例示:喜如嘉の芭蕉布、与那国織の工芸館、各産地共同作業所等)	市町村・組合	継・新
	③中核拠点施設の整備	◎工芸王国沖縄のシンボル、産地の経済的な向上・自立に直結する施設の整備 基本構想の推進 事業計画の基本調査	県	新
7 自立に向けた支援策	①伝産法指定の国庫補助制度の効果的な活用	◎グループや企業も補助事業者に拡大、流通業者やプロ・デューサー等の異業種や専門家の活用による事業の実効性の向上	組合、製造事業者等	新・国補
	②県独自の支援制度の検討	事業採択における競争性の導入 伝産法指定外の工芸品産地に対する直接的な支援措置の検討	県	継
	①製造事業・組合等	支援制度や中小企業施策の積極的な活用 専門家や異業種等の交流及び活用	製造事業者、組合 製造事業者、組合	継
8 工芸産業振興の推進体制のあり方	②県及び市町村	◎優良工芸品推奨制度の創設や工芸品活用の標語などを設け、県産品奨励運動と一体となった宣伝事業を展開	県	新
	③県民	◎工芸品の地域における利・活用の積極的推進 沖縄らしさを表現する工芸品の活用のもたらす、県民意識の醸成及び国際化への貢献	市町村 県民	新 新

# 1 沖縄県工芸産業審議会委員名簿

## (1) 沖縄県工芸産業振興審議会委員

(任期：平成13年10月30日～15年10月29日)

氏名	代表区分	現職名
◎ 米村 幸政	学識経験者	那覇商工会議所専務理事
○ ルバース 吟子	〃	沖縄県立芸術大学教授
北原 秋一	〃	沖縄銀行調査マーケティング室長
福島 康文	〃	弁理士
平田 照子	〃	沖縄県婦人連合会副会長
平良 美恵子	関係業界	喜如嘉芭蕉布事業協同組合理事長
城間 栄順	〃	城間びんがた工房代表
仲里 昭	〃	沖縄県中小企業団体中央会専務理事
卷嶋 菫助	〃	(株)リウボウインダストリー取締役
仲井間 文子	〃	デザイナー
比嘉 梨香	〃	(有)開 代表取締役
備瀬 ヒロ子	〃	都市科学政策研究所代表取締役所長
稲垣 純一	〃	専修学校 国際電子ビジネス専門学校校長
古谷 毅	関係行政機関	沖縄総合事務局 経済産業部長

◎会長 ○副会長

卷嶋委員は、平成14年5月1日で辞任。

## (2) 沖縄県工芸産業振興審議会専門委員

(任期：平成13年10月30日～15年10月29日)

氏名	代表区分	現職名
◎ 照屋 善義	学識経験者	沖縄県工業技術センター嘱託研究員
○ 比嘉 盛一	〃	沖縄県工芸指導所次長
上原 昭男	〃	琉球漆器事業協同組合代表理事
大城 美枝子	〃	琉球絣事業協同組合講師
大江 聖彌	〃	琉球ガラス工芸協業組合専務理事
島田 章一郎	〃	那覇空港ビルディング(株)企画部長
伊波 利弘	〃	沖縄県物産公社営業部長
仲松 睦夫	〃	沖縄県産業振興公社経済交流課長
浦崎 政克	〃	(株)守礼堂 代表取締役社長
上原 むつき	〃	服飾デザイナー
八尾 泰弘	〃	デザイン・マーケティングアドバイザー
西大 八重子	〃	西大学院 学院長
内海 恵美子	〃	雇用開発推進機構調査研究部長
親泊 仲真	〃	建築設計士
伊良波 勲	〃	沖縄県衣料縫製品工業組合専務理事
川前 和香子	〃	沖縄県工芸指導所染織課長

◎座長 ○副座長

## 2 第5次沖縄県伝統工芸産業振興計画案 に関する審議の経緯

期 日	会 議 等 ( 場 所 )	審 議 内 容
平成13年10月30	第1回審議会 (県庁6F第2特別会議室)	1 事業説明
	第1回専門員会 (県庁8F第1・2会議室)	1 同上
平成13年11月12日	専門員産地調査 (本島)	読谷産花織、やちむんの里・壺屋陶器組合製土 工場、首里織、びんがた
平成13年11月20	専門員産地調査 (本島)	琉球焼、小木工、琉球漆器、琉球ガラス、ウー ジ染め
平成13年11月22	専門員産地調査 (本島)	琉球緋、喜如嘉芭蕉布、琉球藍、
平成13年11月26	専門委員産地調査 (久米島)	久米島紬、琉球焼
平成13年11月28日 ～30日	専門委員産地調査 (先島)	八重山上布・ミンサー、与那国織、
平成14年2月7日	第2回専門員会 (県庁8F第1・2会議室)	1 第4次県伝統工芸産業振興計画点検について
平成14年3月6日	第3回専門委員会 (県庁8F第1・2会議室)	1 第4次県伝統工芸産業振興計画点検について 2 第5次県伝統工芸産業振興計画に関する基本 方向について
平成14年3月13日	第2回審議会 (県庁6F第2特別会議室)	1 第4次県伝統工芸産業振興計画点検報告につ いて 2 第5次県伝統工芸産業振興計画案の諮問につ いて
平成14年3月25日	第4回専門委員会 (県庁8F第1会議室)	1 第5次県伝統工芸産業振興計画案について
平成14年5月13日	第5回専門委員会 (県庁12F第3会議室)	1 第5次県伝統工芸産業振興計画案について
平成14年6月26日	第6回専門委員会 (県庁6F第1特別会議室)	1 第5次県伝統工芸産業振興計画案について
平成14年7月10日	第3回審議会 (県庁6F第2特別会議室)	1 第5次県伝統工芸産業振興計画案について (答申案決定)